

4

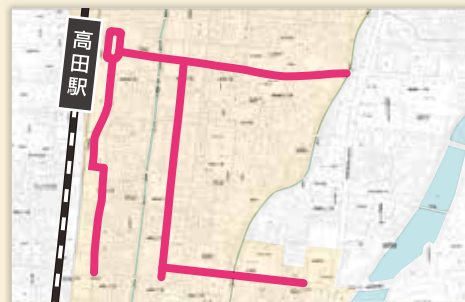
補助金額の算定方法

補助金額 = 補助対象事業費 × (60% + a + b) × $\frac{2}{3}$ 以内

※国費配分に関わらず $\frac{1}{3}$ を補助!



a. 高度利用エリア (下図 線沿線) での整備: 20%



※詳しくはご相談ください

b. 都市機能施設の整備

立地適正化計画に定める都市機能誘導施設

誘導施設	地区	
	直江津地区	高田地区
保育所	○	○
放課後児童健全育成事業所 (放課後児童クラブ)	○	○
通所型・入所型介護施設	○	○
小規模多機能型居宅介護事業所	○	○
幼稚園	○	○
小学校	○	○
中学校	○	○
病院	○	○
子育て支援拠点施設	★	○
高等学校	—	○
中等教育学校	○	—
大学	—	★
高等専門学校	—	★
専修学校	—	○
図書館	○	○
博物館	—	○
美術館	—	○
大規模商業施設	○	★
水族博物館	○	—
地域交流施設	○	○
文化施設 (歴史的施設含む)	○	○
スポーツ施設	○	○
空き店舗等活用施設	○	○

★区域内に立地していない施設 (平成31年3月末現在)

いずれかの階層の過半以上に都市機能施設 (下記①~④) を整備した場合、掛率をアップします。

- ① 立地適正化計画に定める都市機能誘導施設で、全体計画書提出時に同種施設なし... **20%**
- ② 市民の利便を高める施設で、全体計画書提出時に同種施設なし... **15%**
- ③ 立地適正化計画に定める都市機能誘導施設で、全体計画書提出時に同種施設あり... **15%**
- ④ 市民の利便を高める施設で、全体計画書提出時に同種施設あり... **10%**
- ⑤ 整備なし... **0%**

※①~④ 混在の場合は、最も高い率を採用

算出のイメージ (高田地区)

高度利用エリア: 大規模商業施設を整備
 掛率 = 60% + 20% (a) + 20% (b①) = 100%

高度利用エリア外: カフェ・美容院を整備
 掛率 = 60% + 0% (a) + 10% (b④) = 70%

※詳しくはご相談ください

5

補助金額の限度額

- 建築費 (調査設計計画費、共同施設整備費): **12億円**
- 土地整備費 (除却費、補償費): **4億円**